

あんしんフルサポート申込書

付帯サービス	<input type="checkbox"/> 近隣トラブル解決支援サービス
	<input type="checkbox"/> シニア向け総合見守りサービス
	<input type="checkbox"/> 家電の安心修理サポート Syu-rlt!

 申込者様ご記入欄(記入必須)		私(申込者)は、利用規約に同意の上、「あんしんフルサポート」に申し込みます。				
フリガナ				固定電話		
申込者様 ご署名	ササキ ケンタロウ			携帯電話	052-1111-2222	
生年月日 ※法人の場合は 設立年月日	佐々木 健太郎 西暦 年 月 日			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
対象物件	住所	〒 1975 8 10	✓			
	フリガナ				号室／部屋番号	
	物件名					
入居者・同居人氏名 ※申込者様以外の方が入居する場合や、法人契約の場合は必ずご記入ください。	ササキ ユミ	続柄	フリガナ			続柄
	佐々木 由美		お名前	お名前		
サービス期間	西暦 年 月 日	から2年後応答月の月末まで			<input type="checkbox"/> いえらぶ安心保証(家賃保証)契約者 保証番号()	
<p>▶ 更新(継続)の場合、「申込者様ご署名」と「物件名・号室」のみの記入で受付可能です。 ※本票で契約更新する場合(「契約更新確認票」を利用しない場合)は、必ず「更新」にチェックをお願いします。</p>						
<p>▶ シニア向け総合見守りサービスを付帯の場合は以下の項目もご記入ください。</p>						
緊急連絡先 ※シニア向け総合 見守りサービス 必須情報	愛知県名古屋市中区栄3丁目6番7号	フリガナ	固定電話			
	お名前	ナゴヤタワー	携帯電話	1502		
	住所	〒 名古屋タワー		続柄		

-----以下の欄は、申込者様の記入は不要です。-----

<input type="checkbox"/> キャンセル届	<input type="checkbox"/> AF-2024-001 解約届(解約日/退去日連絡)
西暦 年 月 日 入会申込をキャンセルします。	解約日(退去日) 西暦 年 月 日 □ご退去 <input type="checkbox"/> その他()

届出日 西暦 年 月 日	変更内容(苗字変更等)	担当者名
--------------------	-------------	------

販売店名 (電話番号)	販売店コード
	担当者名

【更新時】運営会社(いえらぶ)にて更新案内をする場合 更新時ご請求額※ 税別 税込 円

※チェックがない場合は税別となります。

名古屋不動産株式会社

C003

FAX
送信方向 入会申込・諸届は03-6240-3385まで
1枚目/取扱店控(この用紙)をFAXしてください。

伊藤 三郎 FAX
送信方向

あんしんフルサポート会員規約

第1章 総則

第1条(適用範囲)

1. この会員規約は、株式会社いえらぶパートナーズ（以下「運営会社」といいます。）が運営する緊急駆けつけサービス・カーシェアサービスとの利用規約に定める第2章から第9章までのサービスの総称をいい、以下の本サービスといいます。なお、第4章に定めるリビングサポート保険については予め利用を希望した場合のみ適用されます。）の提供及びその利用に関する適用されます。本サービスの利用に関するお問い合わせは、運営会社及び利用者双方の了承を前提として認めます。

2. 運営会社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。

第2条(定義)

1. 「会員」とは本規約に同意の上、運営会社所定の加入申込手続きを行い、運営会社がこれを承認した個人または法人をいいます。

2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申し込み時に指定した住戸（専用部屋に供する場合は除きます。）をいいます。

3. 法人契約上は、法人がサービス対象物件を住宅等として使用することを目的として法人名義で運営会社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人（以下「法人の者」といいます。）が同一の住所に同居する場合は、当該法人の者とし、本サービスの提供を受けることができる場合は、その法人が加入申込み時に指定した入居者（以下「入居者」といいます。）及びその同居人に限るものとします。

4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第3条(本サービスの実施等)

1. 本サービスは運営会社の取次により、運営者と提携している事業者（以下「サービス事業者」といいます。）が、その名前と責任において実施するものとします。

2. 会員及び利用者は、本規約に定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

3. 会員は、同居人（法人契約における入居者及びその同居人も含みます。）本項において以下同じ。）による本サービスの利用に際して、同居人に本規約および諸規定の定めを順守させる義務を負うものとします。

4. 本サービスは日本国内に限るものとします。

第4条(会員・会費)

1. 本サービスへの加入申込は、運営者へ以下の各号の手続きを要するものとします。

(1) 運営会社所定の書類の提出

(2) 運営会社所定の費用の納付

2. 運営者は、申込者が上記手続に記載した事項に間に、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行なうこととするものとします。

3. 会員は、会費を運営者の指定する方法で支払うものとします。

4. 会員は、会員資格を更新（継続）を希望する場合、運営者もしくは取扱店があらかじめ行う更新の内容に応じ、更新料（継続料）を運営者に支払うものとします。

5. 支拂われた運営料は、運営会社の申込を承諾したまゝを除き、途中退会料や賃貸取り消しその他運営または利用者の都合により退会する場合には、返還しないものとします。

6. 運営者は、あらかじめ会員に告げることにより会費を変更することができるものとしますが、変更後の会費の算定は更新（継続）料からとなります。

7. 本サービスを利用する場合には、会員は利用者であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。

第5条(会員資格の取得)

1. 第一条の手続きを終て、運営者が入会を承認した時点で、申込者は会員資格を取得するものとします。

2. 会員は会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとする。

第6条(有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、本サービス会員申込書に記載の「サービス期間」とします。

2. 会員及び同居人がサービス対象物件を退去した場合、本サービスは終了します。また、当該サービス対象物件に入居する契約が終了（解約）となった場合も同様に終了（解約）をもって、本サービスは終了します。

3. 入居している住戸がサービス対象物件を無くった場合には、当該住戸がサービス対象物件で無くなつた日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第7条(登録情報の変更)

1. 会員は、運営会社に届け出た連絡先・住所・同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があつた場合、運営会社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。

2. 前項の登録情報の変更は、原則として会員の申出により取扱店等を通じて行なうものとします。

3. 法人契約においてサービス対象物件の入居者となる場合は、当該法人会員は、運営会社指定の方針により速やかに変更手続きをとるものとします。

4. 登録情報の不正確又は不完全性による運休や運延等により会員又は利用者が不利益を被つたとしても、運営会社はいかなる責任も負いません。

第8条(退会・会員資格の取消し)

1. 会員が退会を希望する場合には、運営会社指定の方法により退会手続きを行なうものとします。

2. 会員又は利用者が初回いずれかに於て該当した場合、運営会社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができます。

(1) 加入申込時に虚偽の申告をした場合。

(2) 本規約または諸規定の定めに違反した場合。

(3) 不要な問い合わせや迷惑をいたさるなどしてサービスの業務に支障をきたした場合。

(4) 会員が負担すべき超過超過作業費や部品代等の利用料金等を当初の支払期限を超えて支払わなければならぬ場合。

(5) 暴力・威嚇・詐欺的な行為を実施して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する。又は隠喩的な関係を有する場合。

(6) その他、運営会社が会員または利用者として不適切とみなした場合。

第9条(契約の変更)

1. 本サービスの運営上、この会員規約に追加または変更のが必要が生じた場合は、追加又は変更する事項について、当社が別途指定する方法にて告げるものとします。

第10条(免除)

1. 運営者並びにサービス事業者は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員等に対する損害賠償義務を一切負わないものとします。

第11条(合意管轄裁判所)

1. 本規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第2章 個人情報の取扱に関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

1. 運営会社は、本サービスの申込または利用等を通じて運営会社が知り得た会員及び利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、次の各号の目的の範囲内で運営会社が保護措置を講じた上で利用・保管することに同意します。

(1) 本サービスの提供及び販売。

(2) 本サービスを元請に運営するための顧客管理及び、会員・サービス対象物件オーナー・引受け会員会社・保証取扱店等への連絡。

(3) 各種会員登録等の対応や本サービス向上のために統計データとして利用すること。

(4) 本サービスの実施につき、運営者とサービス事業者の間で本サービスの実施状況を報告すること。

(5) 本サービスの加入申込取次を行った不動産管理会社等へ本サービスの実施状況を報告すること。

(6) 本サービス対象物件オーナー及び、不動産管理会社へ本サービスの実施状況を報告すること。

(7) 本サービスに関する更新（廻続）の内容。

(8) 商品及び、サービス並びに各種キャッシュ等の開催についてのご案内。

(9) 商品発送やサービス等の各回のアート実施。

(10) その他に付随する、関連する業務の実行。

2. 運営会社は、本サービスの提供に関する業務第三者に委託することができます。この場合、運営会社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を渡さざることがあり、会員はあらかじめこれに同意します。

3. 前項に定めた場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営会社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することあります。

(1) 個人は公の安全を守るために緊急の必要がある場合。

(2) 裁判官の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合。

(3) 運営会社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合。

(4) 運営会社が本サービスの運営維持のために必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

第2条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

1. 会員は、運営会社に取扱されている自己に関する個人情報を運営会社の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、運営会社はこの結果に基づいて速やかにその訂正・追加または削除に応じるものとします。）

2. 本会員規約に規定する事項において必要な記載事項（入居申込書（保証申込書）、保証委託契約書で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、運営会社は本サービスのお申込の受け付けがけません。

第4条(問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

1. 個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社名：株式会社いえらぶパートナーズ

住所：〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル4階

電話番号：03-6240-3390

個人情報保護管理者：代表取締役社長

第3章 緊急サポートサービス

本規定は、顧客が利用できるサービス内容及び利用条件等を定めるものです。

第1条(定義)

1. 本規定において「本サービス」とは、本規定に基づき顧客が利用できる「ハウスサポートサービス」及び「在宅確認のサポートサービス」、「その他付帯サービス」をいいます。

2. 本規定において「運営会社」とは、株式会社いえらぶパートナーズが保険契約者、エイジアード損害火災保険株式会社が引受保険会社となり、本サービスの契約者様を被保険者とする契約です。被保険者の家財を保険の対象として無料でセッティングします。もし、この保険が不要な場合は取扱代理店までお申し出ください。

3. 本家財保険には、地盤震撲の保険料が含まれません。

4. 本家財保険には、本家財保険の特約として偕家人賠償責任補償・個人賠償責任補償・修理費用補償を付与する、尚、詳細（保険内容等）については、本サービス申込時に提示するパンフレット又は家財総保険普通保険契約記載の内容とする。

第5条(他の付帯サービス)

サービス事業者は、不動産管理会社の営業時間外において、顧客からの不動産管理会社もしくは物件オーナー宛のヒヤウを受けるサービスを無料で提供致します。顧客からの伝言として受け取るものとし、サービス事業者はから不動産管理会社へ連絡いたします。サービス事業者がトラブルを解決するものではありません。

第4章 リビングサポート保険

第1条(家財保険に関する特約条項)

1. 運営会社は家財保険（以下、本家財保険）の保険料を会員に無料で提供する。

2. 本家財保険は、株式会社いえらぶパートナーズが保険契約者、エイジアード損害火災保険株式会社が引受保険会社となり、本サービスの契約者様を被保険者とする契約です。被保険者の家財を保険の対象として無料でセッティングします。もし、この保険が不要な場合は取扱代理店までお申し出ください。

3. 本家財保険には、地盤震撲の保険料が含まれません。

4. 本家財保険には、本家財保険の特約として偕家人賠償責任補償・個人賠償責任補償・修理費用補償を付与する、尚、詳細（保険内容等）については、本サービス申込時に提示するパンフレット又は家財総保険普通保険契約記載の内容とする。

第5条 盗難軽減居宅サポートサービス

第1条(内容)

本人が入居期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次の条件をすべて満たす場合に運営会社が見舞金10円を給付します。

第2条(見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

①所轄の警察署に於いて被害届を提出していること

②侵入盗難被害から3ヶ月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、または賃貸解約の意思表示をしていること

③転居先として、本サービス加入時と同一不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること

④本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること

⑤本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります）

第3条(除外事項)

1. 本サービスはご自身の日常生活に際するものに限らせていただき、事業利用目的でご利用いただけとはできません。また、次の各号に該当する場合は同時に、本サービスを利用できません。

①建設の共同設立におけるトラブル対応の場合。

②台風・豪雨などの気象状況、または地震・噴火などの天災地変等により顧客宅への駆け付けが困難およびサービス事業者の身体に危険が伴う場合。

③戦争・暴動、または公权力の行使により駆け付けが極めて困難な地域に対象物件がある場合。

④運営の故意若しくは過誤によるものとされる場合。

⑤トラブル箇所が共用住宅の共用・共用部分及び国や公共団体等が所有する公的部屋にある場合。

⑥既に緊急対応がされており、二次的な駆け付けを行なう場合。

2. 顧客は、次の各号における行為を行なつてはならないものとします。

①運営者並びにサービス事業者、及びその他の第三者に不利益若しくは損害を与える行為、またはその恐れがある行為。

②第三者の人身安全害、公序良俗に反する行為、犯罪的行為、その他法令に違反する行為。

③その他の運営者による適切と判断し、顧客に連絡した行為。

3. 運営者並びにサービス事業者は、顧客が次のいずれかに該当すると認めたときは、直ちにサービスを停止することでき、その場合、一切の損害賠償義務を負担しないものとします。

①暴力団、暴力団関係者、暴力団関連企業、その他の反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」といいます）である場合。

②暴力団等反社会的勢力の運営者である場合。

③暴力団等反社会的勢力の構成員である場合。

④暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑤暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑥暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑦暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑧暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑨暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑩暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑪暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑫暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑬暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑭暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑮暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑯暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑰暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑱暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑲暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

⑳暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉑暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉒暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉓暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉔暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉕暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉖暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉗暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉘暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉙暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉚暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉛暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉜暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉝暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉞暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

㉟暴力団等反社会的勢力の構成員であつて、暴力団等反社会的勢力に該当するものとされる場合。

<div data-bbox="352

あんしんフルサポート申込書

付帯サービス	<input type="checkbox"/> 近隣トラブル解決支援サービス
	<input type="checkbox"/> シニア向け総合見守りサービス
	<input type="checkbox"/> 家電の安心修理サポート Syu-rlt!



申込者様ご記入欄(記入必須)

私(申込者)は、利用規約に同意の上、「あんしんフルサポート」に申し込みます。

フリガナ				固定電話			
申込者様 ご署名	ササキ ケンタロウ			携帯電話	090-111-2222		
生年月日 ※法人の場合は 設立年月日	佐々木 健太郎 西暦 年 月 日			070-111-2222	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
対象物件	住所	〒 1975 8 10	✓				
	フリガナ				号室／部屋番号		
	物件名				妻		
入居者・同居人氏名 ※申込者様以外の方 が入居する場合や、 法人契約の場合は 必ずご記入ください。	フリガナ 佐々木 由美 お名前	続柄	フリガナ お名前	妻			続柄
サービス期間	西暦 年 月 日	から 2年後応答月の月末まで			<input type="checkbox"/> いえらぶ安心保証(家賃保証)契約者 保証番号()		
▶ 更新(継続)の場合、「申込者様ご署名」と「物件名・号室」のみの記入で受付可能です。 ※本票で契約更新する場合(「契約更新確認票」を利用しない場合)は、必ず「更新」にチェックをお願いします。							<input type="checkbox"/> 更新

▶ シニア向け総合見守りサービスを付帯の場合は以下の項目もご記入ください。

緊急連絡先 ※シニア向け総合 見守りサービス 必須情報	フリガナ 愛知県名古屋市中区栄3丁目6番7号	固定電話		
	お名前 ナゴヤタワー	携帯電話	1502	
	住所 名古屋タワー	続柄		

-----以下の欄は、申込者様の記入は不要です。-----

AF-2024-001

領収書	年 月 日
様	金額 円也 (うち消費税額(10%): 円)
あんしんフルサポート取扱店 住所 社名 電話番号 登録番号	『あんしんフルサポート』の入会費として領収いたしました。
	印

販売店名 (電話番号)	販売店コード
	担当者名

【更新時】運営会社(いえらぶ)にて更新案内をする場合 税別 税込 円※チェックがない場合は税別となります。
名古屋不動産株式会社

C003

伊藤 三郎

あんしんフルサポート会員規約

第1章 総則

第1条(適用範囲)

1. この会員規約は、株式会社いえらぶパートナーズ（以下「運営会社」といいます。）が運営する緊急駆けつけサービス・カーシェアサービスとの利用規約に定める第2章から第9章までのサービスの総称をいい、以下の本サービスといいます。なお、第4章に定めるリビングサポート保険については予め利用を希望した場合のみ適用されます。）の提供及びその利用に関する適用されます。本サービスの利用に関するお問い合わせは、運営会社及び利用者双方の了承を前提として認めます。

2. 運営会社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用規約や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」といいます。）を設けることがあります。それらの諸規定はこの会員規約の一部を構成するものとします。

第2条(定義)

1. 「会員」とは本規約に同意の上、運営会社所定の加入申込手続きを行い、運営会社がこれを承諾した個人または法人をいいます。

2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住戸として加入申し込み時に指定した住戸（専用部屋に供する場合は除きます。）をいいます。

3. 法人契約上は、法人がサービス対象物件を住宅等として使用することを目的として法人名義で運営会社と契約し、その法人の役員、従業員その他の使用人（以下「法人の者」といいます。）が同一の住所に同居する場合は、当該法人の者とし、本サービスの提供を受けることができる場合は、その法人が加入申込み時に指定した入居者（以下「入居者」といいます。）及びその同居人に限るものとします。

4. 「利用者」とは、個人である会員、法人契約における入居者、及びそれらの同居人を合わせたものをいいます。

第3条(本サービスの実施等)

1. 本サービスは運営会社の取次により、運営者と提携している事業者（以下「サービス事業者」といいます。）が、その名前と責任において実施するものとします。

2. 会員及び利用者は、本規約に定めるところに従い、本サービスを利用することができます。

3. 会員は、同居人（法人契約における入居者及びその同居人も含みます。）本項において以下同じ。）による本サービスの利用に際して、同居人に本規約および諸規定の定めを順守させる義務を負うものとします。

4. 本サービスは日本国内に限るものとします。

第4条(会員・会費)

1. 本サービスへの加入申込は、運営者へ以下の各号の手続きを要するものとします。

(1) 運営会社所定の書類の提出

(2) 運営会社所定の費用の納付

2. 運営者は、申込者が上記手続に記載した事項に間に、入会審査に必要な範囲において調査・確認を行なうこととするものとします。

3. 会員は、会費を運営者の指定する方法で支払うものとします。

4. 会員は、会員資格を更新（継続）を希望する場合、運営者もしくは取扱店があらかじめ行う更新の内容に応じ、更新料（継続料）を運営者に支払うものとします。

5. 支拂われた運営料は、運営会社の申込を承認したまゝを除き、途中退会料や賃貸取り消しその他運営または利用者の都合により退会する場合には、返還しないものとします。

6. 運営者は、あらかじめ会員に告げることにより会費を変更することができるものとしますが、変更後の会費の算定は更新（継続）料からとなります。

7. 本サービスを利用する場合には、会員は利用者であることが特定できる情報を窓口に伝達することが必要となります。

第5条(会員資格の取得)

1. 第一条の手続きを終て、運営者が入会を承認した時点で、申込者は会員資格を取得するものとします。

2. 会員は会員資格を第三者に譲渡、貸与、その他の処分をすることができないものとする。

第6条(有効期間)

1. 会員資格の有効期間は、本サービス会員申込書に記載の「サービス期間」とします。

2. 会員及び同居人がサービス対象物件を退去した場合、本サービスは終了します。また、当該サービス対象物件に入居する契約が終了（解約）となった場合も同様に終了（解約）をもって、本サービスは終了します。

3. 入居している住戸がサービス対象物件を無くった場合には、当該住戸がサービス対象物件で無くなつた日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第7条(登録情報の変更)

1. 会員は、運営会社に届け出た連絡先・住所・同居人等の情報（以下「登録情報」といいます。）に変更があつた場合、運営会社所定の方法により速やかに変更手続きをとるものとします。

2. 前項の登録情報の変更は、原則として会員の申出により取扱店等を通じて行なうものとします。

3. 法人契約においてサービス対象物件の入居者となる場合は、当該法人会員は、運営会社指定の方針により速やかに変更手続きをとるものとします。

4. 登録情報の不正確又は不完全性による運休や運延等により会員又は利用者が不利益を被つたとしても、運営会社はいかなる責任も負いません。

第8条(退会・会員資格の取消し)

1. 会員が退会を希望する場合には、運営会社指定の方法により退会手続きを行なうものとします。

2. 会員又は利用者が初回いずれかに於て該当した場合、運営会社は会員の承諾なく会員資格を取り消すことができます。

(1) 加入申込時に虚偽の申告をした場合。

(2) 本規約または諸規定の定めに違反した場合。

(3) 不要な問い合わせや迷惑をいたさるなどしてサービスの業務に支障をきたした場合。

(4) 会員が負担すべき超過超過作業費や部品代等の利用料金等を当初の支払期限を超えて支払わなければならぬ場合。

(5) 暴力・威嚇・詐欺的な行為を実施して経済的利益を追求する集団若しくは個人（いわゆる反社会的勢力）に属する。又は隠喩的な関係を有する場合。

(6) その他、運営会社が会員または利用者として不適切とみなした場合。

第9条(契約の変更)

1. 本サービスの運営上、この会員規約に追加または変更のが必要が生じた場合は、追加又は変更する事項について、当社が別途指定する方法にて告げるものとします。

第10条(免除)

1. 運営者並びにサービス事業者は、本サービスの運営に関して故意または重大な過失がない限り、会員等に対する損害賠償義務を一切負わないものとします。

第11条(合意管轄裁判所)

1. 本規約に関するすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第2章 個人情報の取扱に関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

1. 運営会社は、本サービスの申込または利用等を通じて運営会社が知り得た会員及び利用者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）について、次の各号の目的の範囲内で運営会社が保護措置を講じた上で利用・保管することに同意します。

(1) 本サービスの提供及び販売。

(2) 本サービスを元請に運営するための顧客管理及び、会員・サービス対象物件オーナー・引受け会員会社・保証取扱店等への連絡。

(3) 各種会員登録等の対応や本サービス向上のための統計データとして利用すること。

(4) 本サービスの実施につき、運営者とサービス事業者の間で本サービスの実施状況を報告すること。

(5) 本サービスの加入申込取次を行った不動産管理会社等へ本サービスの実施状況を報告すること。

(6) 本サービス対象物件オーナー及び、不動産管理会社へ本サービスの実施状況を報告すること。

(7) 本サービスに関する更新（廻続）の内容。

(8) 商品及び、サービス並びに各種キャッシュ等の開催についてのご案内。

(9) 商品発送やサービス等の各回のアート実施。

(10) その他に付随する、関連する業務の実行。

2. 運営会社は、本サービスの提供に関する業務第三者に委託することができます。この場合、運営会社は、業務遂行上必要な範囲で当該委託先に会員等の個人情報を渡さざることがあり、会員はあらかじめこれに同意します。

3. 前項に定めた場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、運営会社は会員等の個人情報を第三者に開示・提供することあります。

(1) 個人は公の安全を守るために緊急の必要がある場合。

(2) 裁判官の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要とされる場合。

(3) 運営会社の権利又は財産を保護するために必要不可欠である場合。

(4) 運営会社が本サービスの運営維持のために必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

第2条(個人情報の開示・訂正・追加・削除)

1. 会員は、運営会社に取扱されている自己に関する個人情報を運営会社の所定の方法により開示するよう請求する事が出来るものとします。（この開示により、情報内容が不正確、または誤りであることが判明した場合には、運営会社はこの結果に基づいて速やかにその訂正・追加または削除に応じるものとします。）

2. 本会員規約に規定する事項に異なる場合

1. 会員が本サービスの申込において必要な記載事項（入居申込書（保証申込書）、保証委託契約書で記載すべき事項）の記載を希望しない場合、及び本項の内容の全部、または一部を承認出来ない場合は、運営会社は本サービスのお申込の受け付けができません。

第4条(問合せ窓口及び個人情報保護管理者)

1. 個人情報の開示・訂正・追加・削除に関する請求窓口及び個人情報に関するお問合せは下記の通りとします。

社名：株式会社いえらぶパートナーズ

住所：〒163-0248 東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル4階

電話番号：03-6240-3390

個人情報保護管理者：代表取締役社長

第3章 緊急サポートサービス

本規定は、顧客が利用できるサービス内容及び利用条件等を定めるものです。

第1条(定義)

1. 本規定において「本サービス」とは、本規定に基づき顧客が利用できる「ハウスサポートサービス」及び「在宅確認のサポートサービス」、「その他付帯サービス」をいいます。

2. 本規定において「運営会社」とは、株式会社いえらぶパートナーズが運営契約者、ジエイアード保険火災保険株式会社が引受保険会社となり、本サービスの契約者様を被保険者とする契約です。被保険者の家財を保険の対象として無料でセッティングします。もし、この保険が不要な場合は取扱代理店までお申し出ください。

3. 本家財保険には、地盤震撲の保険料は含まれません。

4. 本家財保険は本家財保険の特約として偕家人賠償責任補償・個人賠償責任補償・修理費用補償を付与する尚、詳説（補償内容等）については、本サービス申込時に提示するパンフレット又は家財総保険普通保険契約記載の内容とする。

第5条(他の付帯サービス)

サービス事業者は、不動産管理会社の営業時間外において、顧客からの不動産管理会社もしくは物件オーナー宛のお問い合わせサービスを無料で提供致します。顧客からの伝言として受け取るものとし、サービス事業者はから不動産管理会社へ連絡いたします。サービス事業者がトラブルを解決するものではありません。

第4章 リビングサポート保険

第1条(家財保険に関する特約条項)

1. 運営会社は家財保険（以下、本家財保険）の保険料を会員に無料で提供する。

2. 本家財保険は、株式会社いえらぶパートナーズが運営契約者、ジエイアード保険火災保険株式会社が引受保険会社となり、本サービスの契約者様を被保険者とする契約です。被保険者の家財を保険の対象として無料でセッティングします。もし、この保険が不要な場合は取扱代理店までお申し出ください。

3. 本家財保険には、地盤震撲の保険料は含まれません。

4. 本家財保険は本家財保険の特約として偕家人賠償責任補償・個人賠償責任補償・修理費用補償を付与する尚、詳説（補償内容等）については、本サービス申込時に提示するパンフレット又は家財総保険普通保険契約記載の内容とする。

第5条 盗難軽減居宅サポートサービス

第1条(内容)

本人が入居期間中にサービス対象物件の室内（ベランダは除きます。）において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次の条件をすべて満たす場合に運営会社が見舞金10円を給付します。

第2条(見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

①所轄の警察署に於いて被害届を提出していること

②侵入盗難被害から3ヶ月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、または解約申込の意思表示をしていること

③転居先として、本サービス加入時と同一不動産会社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること

④本サービスの有効期間中に、当社所定の申請書等を提出していること

⑤本サービスの有効期間中1回目の申請であること（2回目以降は対象外となります）

第3条(除外事項)

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。

①不在に施錠していなかった場合、利用者の故意または重大過失による場合

②利用者の親族、宿泊者、その他サービス対象物件の居室内に入りするが可能なものによる盗難

③地震などの天災や火災、暴風等、非常事態における盗難の場合は

④その他の原因で運営会社が不適切と判断する場合

⑤運営会社が不適切と判断した場合

第4条(手数料)

1. 会員は、盜難軽減居宅サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して運営会社に利用の申請を行なわなければなりません。

①所定の申請書（送金先の金融機関窗口座情報を含みます。）

②転居先の賃貸借契約の写し

2. 前項の申請が規約の定めた要件をすべて満たす場合、運営会社または運営会社の指定するものは、会員の指定した金融機関窗口座に速やかに見舞金を送金します。

第5条(他の付帯保険制度との関係)

盜難軽減居宅サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、会員への付加サービスであり、他の保険制度や保険等からの給付とは無関係に行なうものとします。

第6章 健康医療情報サポートサービス

第1条(内容)

1. 健康・医療・栄養・食事・人間関係やストレスなど顧客の生活上の相談に対し、状況に応じて、介護士等の専門家が診療機関、行政機関窓口等の紹介、連絡、もしくは電話相談に応じます。サービス事業者は治療・療法行為を行なうことはございません。

2. 病気・健康に関するサポートサービスに関しては年15回までの問い合わせが無料となります。6回目以降の問い合わせに際しては1回につき3,850円（税込）の顧客負担となります。

第7章 ご家族や身の回りのお悩みに関する専門医相談サービス

第1条(内容)

1. 年金・医療・扶養・栄養・食事・人間関係やストレスなど顧客の生活上の相談に対し、状況に応じて介護士等の専門家が診療機関、行政機関窓口等の紹介、連絡、もしくは電話相談に応じます。サービス事業者は治療・療法行為を行なうことはございません。

2. 病気・健康に関するサポートサービスに関しては年15回までの問い合わせが無料となります。6回目以降の問い合わせに際しては1回につき3,850円（税込）の顧客負担となります。

第8章 コンシェルジュサービス

第1条(内容)

1. 会員は、運営会社が提携する企業（以下「サービス事業者」といいます。）が運営するサービスについて顧客からのご要望に基づき、指定業者または顧客に連絡して、専門家との面接調整を行ないます。また、一相談、30分程度を目安とさせていただきます。

2. 年金・扶養・医療・扶養相談時間：平日 10:00～18:00。相談相談時間：365日 10:00～18:00となります。

3. ご家族や身の回りのお悩みに関する専門医相談サービスに関しては年に2回までのお問い合わせが無料となります。3回目以降の問い合わせに際しては1回につき8,800円（税込）の顧客負担となります。

第9章 プレミアム優待サービス

第1条(内容)

1. 会員は、運営会社が提携する企業（以下「サービス事業者」といいます。）から、所定の方法により、コンシェルジュサービスを受け取ることができます。サービス事業者は、下記内容のサービスについて顧客からのご要望に基づき、指定業者または顧客に連絡して、専門家との面接調整を行ないます。

①クリーニングサービス

②手洗いサービス

③設置取付サービス

④エアコンクリーニングサービス

⑤ロードサービス

⑥不用品回収サービス

2. 応急修理・定期点検、以及ガス交換等のサービスは別途料金となります。また、サービスの一部を利用できない地域があります。

3. 運営会社はサービス事業者の間に生ずる紛争について、責任を負わないものとします。但し、運営会社に生ずる紛争により当該業者から顧客に賠償請求が生じた場合は、運営会社は責任をもって解決に努めるものとします。

第10章 各付帯サービスに関する特約項

1. プレミアム優待サービスは、運営会社の提携企業が提供する会員限定の優待サービスです。会員は優待サービスの利用に際して、プレミアム優待サービスの専用ホームページに記載された会員登録約款をよく読み、同意した上で利用するものとします。

2. 会員は、運営会社が指定する方法で会員登録を行なった上で、専用ログインIDおよびパスワードで専用ホームページにログインすることで、会員優待サービスを利用することができます。

第3条(変更・休止等)

プレミアム優待サービスは、利用者の承諾なく、また利用者への事前の通知なく、会員優待サービス又は一部を変更すること、または休止することができます。

4. 電気設備のサポート

①サービス対象物件内の電気設備における60分以内で実施可能な電気交換作業を無料で受け取ることができます。ただし、60分を超えた作業の代金（超過分ごとに見積りを提示）については、顧客が別途実費を負担するものとします。

②切れた電線や器具の修理にかかる場合は、顧客が別途実費を負担するものとします。

③新しい管路は顧客の事前に工事費用が別途実費を負担するものとします。

④ただし、顧客が事前に工事費用が別途実費を負担する場合は、サービス事業者が管路を用意し、（管路代は顧客の実費）交換作業の実施に際しては、専用機器の設置調整の上、再訪問に取り付ける作業を行ないます。

第7(バリアンコサポート)

①サービス対象物件内のパソコンにおける60分以内で実施可能なバリアンコトラブル原因特定作業を無料で受け取ることができます。ただし、60分を超えた作業の代金（超過分ごとに見積りを提示）については、顧客が別途実費を負担するものとします。

②切れたケーブルの修理にかかる場合は、顧客が別途実費を負担するものとします。

③新しい管路は顧客の事前に工事費用が別途実費を負担するものとします。

④ただし、顧客が事前に工事費用が別途実費を負担する場合は、サービス事業者が管路を用意し、（管路代は顧客の実費）交換作業の実施に際しては、専用機器の設置調整の上、再訪問に取り付ける作業を行ないます。

第8(バリアンコサポート)

①サービス対象物件外のバリアンコにおける60分以内で実施可能な外観確認や、同居人の在室有無の確認業務を無料で受け取ることができます。ただし、60分を超えた作業の代金（超過分ごとに見積りを提示）については、顧客が別途実費を負担するものとします。

②確認業務は確認にどけるものと、関係法令に抵触しない範囲で提供するサービスです。このため、確認依頼の内容によっては受け取れない場合がございます。

③サービス対象物件外に於いて行われた外観確認の結果、トラブルの原因が管路の問題である場合は、顧客が別途実費を負担するものとします。

④サービス対象物件外に於いて行われた外観確認の結果、トラブルの原因が管路の問題である場合は、顧客が別途実費を負担するものとします。

⑤外観確認の結果、トラブルの原因が管路の問題である場合は、顧客が別途実費を負担するものとします。

以上

2024.09